

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年5月15日 10時00分ごろ
発生場所	福井県福井市鷹巣 ^{たかす} 漁港北北西方沖 鷹巣港灯台から真方位341° 1,310m付近 (概位 北緯36° 08.6′ 東経136° 03.3′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年5月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3.15m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、免許なし
負傷者	なし
損傷	船外機の濡損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 本事故発生場所の北東方約15.0kmに位置する三国観測所では、 06時00分に平均風速3.6m/s（最大瞬間風速4.6m/s）の南東風、 10時00分に平均風速7.5m/s（最大瞬間風速10.4m/s）の 南南東風を観測していた。 海象：波向 南南東、波高 約1m、水温18℃ 福井市には、5月15日04時17分に強風注意報が発表され、本 事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、操縦者が、穏やかな海上を見て釣りが可能であると思い、 操縦者及び同乗者1人が乗り、06時00分ごろ福井市鷹巣海水浴場 を出航し、鷹巣漁港北北西方沖で釣りを行っていたところ、風が強 くなったので、南東方に向けて帰航中、右舷船首方から波高約1mの波 を受けて、海水が船内に打ち込んで滞留して左舷方に傾いて転覆し た。 救命胴衣を着用していた操縦者及び同乗者は、本船の転覆を知った 小型船舶の乗組員により救助され、通報を受けて来援した海上保安庁 の搭載艇に移乗し、鷹巣海水浴場に戻った。 本船は、搭載艇の海上保安官により揚収されて鷹巣海水浴場に戻 った。 操縦者は、強風注意報が発表されていることを知らなかった。
分析	本船は、操縦者が、穏やかな海上を見て釣りが可能であると思い、 強風注意報が発表されていることを知らずに出航し、帰航中に波高約 1mの波を右舷船首方から受けたことから、打ち込んだ海水が滞留し

	て左舷方に傾いて転覆したものと考えられる。
原因	<p>本事故は、本船が、操縦者が、穏やかな海上を見て釣りが可能であると思い、強風注意報が発表されていることを知らずに出航し、帰航中に波高約1mの波を右舷船首方から受けたため、打ち込んだ海水が滞留して左舷方に傾いて転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、出航前に気象情報及び注意報等の発表を確認して気象及び海象の状況を観察した上で、ミニボートの乾舷（舷端から海面までの垂直距離をいう。）が極めて小さいことを考慮し、状況に応じて出航を断念すること。